- 1. 件名:国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所の核燃料 物質使用施設の保安規定変更認可申請に係る面談
- 2. 日時: 令和 5 年 4 月 27 日(木) 13 時 30 分~13 時 50 分
- 3. 場所:原子力規制庁 10 階会議卓 ※テレビ会議により実施
- 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門 本多主任安全審査官、水野係員、瀬尾係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所

環境技術開発センター マネージャー 他 1 名 プルトニウム燃料技術開発センター 主査 他 1 名 安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課 技術副主幹

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。

- 6. 提出資料
 - ・核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定 プルトニウム燃料技術開発センター

使用施設等における保安規定の審査基準と保安規定の記載整理表 使用(変更)許可と保安規定の記載整理表 保安規定に記載すべき事項の確認表(使用変更に伴う保安規定の変更)

・核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定 環境技術開発センター 使用施設等における保安規定の審査基準と保安規定の記載整理表 使用(変更)許可と保安規定の記載整理表

保安規定に記載すべき事項の確認表(使用変更に伴う保安規定の変更)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁の本田でございます。それでは
0:00:08	3月、
0:00:10	22 日付で核燃料サイクル工学研究所の保安規定変更認可申請で室申請さ
	れましたけれども前回
0:00:20	W e t 21,
0:00:26	前回4月18日に1回面談、させていただきましてその時にはちょっと
	資料の修正等々をちょっと指摘させていただきまして今日はその修正し
	た箇所を中心にご説明いただくということですので助言指導機構さんの
	方からよろしくお願いいたします。
0:00:44	減少機構のヒガシ説、今回資料二つ準備してます資料は関江藤金秋吉先
	等の整理表前回は通常後に説明した資料に対してコメントいただいた。
0:00:57	ところを修正したバージョンになっておりますでは修正箇所を中心に資
	料 1-1 と 1-2 まとめて整理し、説明したいと思いますではパック先の
	方、説明お願いします。
0:01:11	カクサケンプルセンターの野辺です。私の方からは資料の 1-1 につい
	てセンター施設関連施設のところについて説明いたします。
0:01:22	まず資料 1-1 の①の方、ご確認ください。7 ページ目。
0:01:28	そうですね。
0:01:30	先日の面談でコメントいただいた箇所は、黄色、
0:01:34	示しております。
0:01:37	7ページ目のところはですね、
0:01:39	左側の本規定の審査基準の、使用施設等の操作の5ポツとしまして、核
	燃料物質等の使用前及び使用後に確認すべき取り扱いに必要な事項につ
	いて、
0:01:53	定められていることということに対する基準に対しまして、今回変更す
	る。
0:01:58	この規定のですね、まず第 3-1-5 表。
0:02:02	ルースツールニトニウム燃料第一開発室における臨界管理ユニットごと
	の制限量のその1の表ですけども、こちらの方には、可搬型中性子線
	100 回測定装置を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:14	追加今回しますけれども、そちらの臨界管理ユニットG −115 につい
	て、当該表に取り扱いに必要な事項として、制限量が規定されておりま
	す。
0:02:25	同じく3-1-6表、プルトニウム燃料第2開発室における臨界管理ユニ
	ットごとの制限量の表についてはですね。
0:02:35	当該表におけるその他の条件及び注釈にて、取り扱う核物質区分とし
	て、低負荷MOXの数富化度及び、ウラン濃縮度、
0:02:46	が規定されておりまして、こちら、
0:02:49	記載ですね本変更において、何濃縮度の上限を変更することになってお
	ります。
0:02:57	第 3-1-11 条、プルトニウム燃料第 2 開発室における臨界管理ユニッ
	トごとの制限量、その他の工程。
0:03:06	等につきましては、当該章に記載を追加した臨界管理率を、C-012g
	-013E-001B-003。
0:03:19	P-005E-007P-00系。
0:03:24	D-01B-013 及びD-01 号について、各々制限量を規定しておりま
	す。ただし、これらは、今言ったのは、解体撤去する設備、
0:03:38	そしてこちらの表に記載するものでありまして、新たな核燃料物質を使
	用することはありません。
0:03:47	続いて9ページ目ですね。
0:03:50	それと線量線量当量、汚染の除去等の9ポツ、汚染拡大防止のための
0:03:57	放射線防護上必要な措置が定められていることという基準に対しまし
	て、今回変更する、第3点、第12条の2ですね、維持管理、使用終了
	し、維持管理中の設備として管理する。
0:04:10	とかすクロマトグラフを今回は、
0:04:13	追加しておりますが、
0:04:15	系統外ガスプロムグラフは、使用を終了し、維持管理中の設備として、
	使用中のグローブボックス内に設置されております。
0:04:24	当該グローブボックスについては、本規定に基づき、負圧等の点検によ
	り安全性を確認し、異常がある場合は必要な措置を講ずるとしておりま
	して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:34	黒ボックス内に設置されているということと、そのグローボックスもき
0.04.54	ちんと負圧等の権限により安全性を確認していること。
0:04:44	これらが動線拡大の防止に寄与しますというところをお示ししておりま
0.04.44	す。
0:04:52	
0:04:56	続きまして資料 1-1 の②。
0:05:00	本規程等変更許可等の記載の整理表についてご説明いたします。
0:05:06	きっと 11 ページ目ですね。
0:05:09	こちらは変更というよりは、ちょっと補足としまして、右側の下のとこ
	ろですね、ペア名称のみ記載されているところに対しまして、
0:05:19	伴支店の方は部屋番号で記載されておりますのでちょっと補足的にです
	ね、電話番号の方追加いたしました。
0:05:29	12 ページ目ですね。
0:05:33	次のページもですね部屋番号等は、補足的に追加させていただきまし
	た。その他に、都市圏検査室Bですね、C-136に対しまして今回他の
	能力。
0:05:45	右側、左側の短期での保管能力の差異化なんですけども、 C が 136 の保
	管能力をバーッと表現してへん、申請しておりますがこちらについて
	は、その妥当性の
0:05:57	なんですね、黄色でお示ししております。試験検査室、G1の136は、
	廃棄物容器に封印された放射性固体廃棄物等、
0:06:08	のプルトニウム量の測定を行うための社会測定装置が設置されておりま
	す。このこの測定のためにですね、使う部屋であるというところで、
0:06:19	当該室には、容器に封入した廃棄物を定常的に保管するものではないと
	いうことから、設計仕様の欄の方にもですね、保管能力。
0:06:29	1日何本という記載はありませんのでちょっと今回、
0:06:32	当管理部の方はバーとしてちょっと整理して申請させていただいており
	ます。
0:06:40	続きまして 13 ページ目ですね、こちらは衛藤先日のコメントを受けま
	して追加したページになります。江藤さん規定のですね。
0:06:50	途中の2の記載ですね、コンテナに封入した廃棄物のみを保管するとい
	うところに対してのずっと許可の家、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

でちょっと学生化した方がいいというところですね。
可の、江藤プルトニウム燃料第2開発室の添付書類の1の2ポツ
いのところですね、Cの 140 年の 141 に対しては、再編、
ときの条件ですね、コンテナ、
れぞれ記載されておりまして、こちら、
もパートナーでやっておりますのでこういうことに基づきまして
び資料 141 には、コンテナに封入した固体廃棄物のみを保管しま
うことで、保安規定と許可書の
の方に記載しております。
して、資料の1-1の③ですね。
ジが、
ジの終わりのところから、
ますけれども、ガスクロマトグラフ。
ついてですね、衛藤。
等の監視並びに汚染の除去という項目のところですね、2 ページ
頭にですね。
該クロマトグラフは使用を終了し、維持管理旧の設立して、グロ
クスNo.98 - D2内に設置されているもので、
『ロボックスは使用中の設備であり、負圧等の点検により安全性を
、異常がある場合は必要な措置を講ずると。
のですね。
う等の説明を、
ております。関連する保安規定の条文として、第3編の第 11
12条、こちらの条文自体は変更はありません。
して、4ページ目。
トップで、
料第一開発室で可搬型中性子線、
測定装置を用いて行う作業についてですね、②の主要施設等の操
ころの、
「條管理者は、グローブボックス等以外で、熱郛されてない核燃料
取り扱ってはならない、グローブボックス等において、別に定め
量を超えて、核燃料物質等を取り扱ってはならない。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:23	次ちょっと条文の記載がありますのでそちらを、
0:09:26	記載した上で、処分の際ですと、
0:09:30	資機材の回収社会測定装置では、
0:09:33	三つされた核燃料物質のみを取り扱いますというところと、当然、第3
	-1-5表に規定された制限量を遵守しますというところを記載しており
	ます。と関連する条文としましては本規定第3項の第五条。
0:09:47	を、江藤を示しております。こちらの条件自体も変更ありません。
0:09:54	続きまして、6ページ目。
0:09:58	プルトニウム第2開発室でグローブボックス等を解体撤去する作業。
0:10:04	続きまして、同じようにですね、②の主要施設等の操作のところです
	ね、まず、
0:10:10	第1パラグラフのところですね、なお書きでですね、こちらの解体撤去
	する設備においては、新たな核燃料物質は使用しませんということを記
	載するとともに、
0:10:21	その二つ下の段落ですね、同じように核燃料管理者は、グローブボック
	ス等以外で密封されていない核燃料物質を取り扱ってはならない。私へ
	と尖閣で防止の措置が施された場合は、
0:10:34	プルセンターの質問た場合は、
0:10:39	この限りではないと、グローボックス等において別に定める制限量を超
	えて、核燃料物質等を取り扱ってはならないとされています。
0:10:47	どちらもこの規定は第3点大子町、
0:10:51	条件として、変更なしで記載しております。
0:10:59	続きまして8ページ目ですね。
0:11:02	こちらは同プルトニウム燃料第 2 開発室で、残存核燃料物質の処理をす
	る作業に関連しまして、
0:11:11	②の使用施設等の操作のところ、
0:11:14	この欄に核燃料化、同様に核燃料管理者はグローブボックス等以外でミ
	ックスされていない核燃料物を取り扱ってはならない。
0:11:22	グローブボックス等において、止血に定める制限量を超えて核燃料物質
	等を取り扱ってはならない、この規定第 3. 第五条の記載を追記してお
	ります。
0:11:35	最後に9ページ目ですね。
\ • \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	刃迹ソフしたとて白動立字却とし幼田かるのまま相對していませ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:38	物流燃料第2開発室で高い廃棄物を貫通された廃棄施設の増設に関連し
	たところですけれども、
0:11:47	⑧の放射性廃棄物の廃棄の欄ですね。
0:11:51	プルトニウム燃料第2開発室における放射性固体廃棄物、
0:11:56	保管場所は、第3-4-2種に示す通りであり、今回の申請で変更します
	というところを記載しております。右側関連する本規定の条文のところ
	にはですね、
0:12:09	保安規定第3点、第27条と第3編27条の2。
0:12:15	を追加しております。
0:12:19	簡単ですけれども、プルセンター施設に関連するところの説明は以上に
	なります。
0:12:27	あ、規制庁の本田です。ありがとうございます。
0:12:30	資料1の010203。
0:12:36	については、については前回、こちらが指摘させていただいた事項につ
	いて今回の資料で十分、必要な修正がなされているということを確認し
	ました。どうもありがとうございます。
0:12:54	規制庁の方です。引き続きまして資料 1-2 のご説明もお願いいたしま
	す。
0:13:02	はい武技師お願いします。経営箇所についてご説明いたします。
0:13:14	なかったと思うんですけど、右下2ページの通し番号でおりまして、ま
	ず 1 番目のですね、13 ページ、10 ページ、真ん中のページに、
0:13:28	等ですね、保安規定上の取り扱いの表に対して、主要施設、施設設備、
0:13:37	これは総務部で記載省略とさせていただいてるところで、1例として支
	援にセルを記載するということで、
0:13:48	藤理事の業務に関する箇所を、
0:14:00	もうちょっと整理するとですね。
0:14:04	中部営業部体制現状というので、こちらを代表として、
0:14:12	表示させリッターで説明させていただいてるということです。
0:14:16	続きまして2ヶ所目ですが、どのように敷地の災害時というところで、
	右下のページ番号で重要な製品、
0:14:26	そうですね、真ん中ですと 2-5 になりますが、
0:14:30	こちらちょうど施設の位置ほど及び説明で、
※ 1 音声	図識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:37	ベンチャー、ピットについて、そのように締結等分をさせていただいて
	おります。あと加えてですねここに関しては、
0:14:50	ちょっと注釈がございましたので、その辺の注釈で関連する、
0:14:55	その人にいただいております。
0:14:59	ですね、とにかくこちらで左側のゾーンも、
0:15:05	内容を、支出では書いてあるということで、次の通り追記をさせていた
	だいたということになります。
0:15:15	CPF分については2ヶ所、4節の簡単ですが、その説明をさせていた
	だきたいと思います。以上です。
0:15:24	清と規制庁の本田です。ありがとうございます。
0:15:28	ちょっとこれ確認だけさせてください前回、ちょっと申し上げた。
0:15:34	今日ちょっとまた重複しちゃって申し訳ないんですけれどもただし書き
	のところ聾の
0:15:43	今日の 12 ページもそうだし、10、
0:15:48	5 ページもそうですけどただし書きのところあるじゃないすかそれぞれ
	のセルのところに、で、アンダーラインがね幾つか引いて
0:15:57	あるんですけどこれの話は、例えば 12 ページで言うところの、
0:16:03	今日の仕様のところ、右半分の四角の中の仕様のところを、
0:16:13	文章にするとただし書きになるってそういうふうに思ってるんですけど
	それで正しいですか。
0:16:25	はい。CPF案です。おっしゃる通りかと思います。
0:16:32	以上です。はい。
0:16:36	規制庁のホンダです 15 ページの、
0:16:41	コーン貯蔵のところもただし書きがあって、
0:16:45	アンダーライン引いてあるんですけどこれも、今日の
0:16:54	修正いただいた。
0:16:56	使用仕様ですかスペックのところの、書いてあるものと、あと、注釈も
	そうですかね、中、そのアスタリスク1以下で、123456 行ぐらいポツ
	がある。
0:17:11	この表の枠外に文章が幾つかあるんだけどこれを、
0:17:17	これを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:18	これがその形がキーの内訳といいますかその後、
0:17:22	うちただし書きの元になった許可許可の、その記載と、
0:17:29	いうふうに理解しましたが、
0:17:32	いかがでしょうか。
0:17:38	おっしゃる通りですね。そうですね。こちらの資料の欄とはい。
0:17:49	以上です。
0:17:52	規制庁の方です。ちょっとすいません最後さ、最後のところちょっと、
0:17:56	高雑音見えたもの入ってたんでちょっと最後だけ。
0:18:00	もっかい発言していただいていいですか。
0:18:05	C P F です。
0:18:08	繰り返しになる。
0:18:13	繰り返します。
0:18:15	2月にちょっと聞こえてるんです。
0:18:20	CPFヤノです。大丈夫ですか。大丈夫。はい。クリアですはい。
0:18:27	はい。繰り返しになります。
0:18:33	いただきますが、ご指摘の通りですね、その方に関しましては、欄外の
	注釈の記載がございますので、ただし書きのところはその方がメインと
	なって、異なっているということになります。以上です。
0:18:49	規制庁の本田です。わかります。わかりましたCPFにつきまして、C
	PFでね、使用施設の資料の1の、
0:19:00	所長の 1-2 につきましても、必要な修正がなされているということを
	確認いたしました。ありがとうございます。
0:19:15	規制庁の本田でございます
0:19:21	前回の指摘に対する修正というのはすべて確認できたと考えてございま
	す。
0:19:28	規制庁からは特に、これ、
0:19:32	他に質問等はないんですけれども、
0:19:37	病床機構さんから何かありますか。
0:19:42	或いは井戸元書記高野ヒガシですカクサケンの方は何かございますか。
0:19:52	はい。環境センターの方は特に質問はございません。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:02	はい。じゃあ、現職の東です。ちょっと河田氏の方から今後の話でちょっと確認ですけども。はい。今日の面談で一応一通り前回の仕組みだ宿 題ではコメントを反映して全部回答できたのかなという形になってると
	思ってます。
0:20:18	はい。今後はあれですかねまた、審査していただいて、何かあれば、審
	査、IAと面談行われるっていう形でよろしいですか。はい。規制庁の
	本藤その通りです今日、
0:20:32	今日で一旦一旦中間面談はちょっとこれで区切りをつけまして、今後私
	たちの方で審査を進めさせてもらいます。その中でまた疑問点確認事項
	等があれば必要に応じて面談で、
0:20:45	ちょっとご確認、確認させていただきたいなと思ってます。以上です。
0:20:52	はい、原子力のヒガシ説、承知しました。私からは以上です。
0:20:57	ここから四つあります。
0:20:59	はい。はい。規制庁の本田ですそれ、それでは今日の面談終了いたしま
	す。どうもありがとうございました。

^{※1} 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。

^{※2} 時間は会議開始からの経過時間を示します。